

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会管理者会とは！ ～二つの災害経験を現場に生かす取り組み

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会理事兼管理者代表

木村浩美

目的

本会は、熊本県内に設置された訪問看護ステーション間の業務の連携を図り、地域住民の在宅ケアと地域医療の要であるかかりつけ医を支援し、あわせて保健・医療・福祉関連職の連携のもとに訪問看護の充実と推進を図ることを目的とする。

事業内容

- (1) 訪問看護の普及及び啓発に関すること
- (2) 訪問看護事業の行政に対する連絡及び調整に関すること
- (3) 訪問看護事業の調査研究に関すること
- (4) 医療・保健・福祉サービス事業との連携に関すること
- (5) 訪問看護の内容の整合及び充実と活動方針に関すること
- (6) 施設相互の情報交換に関すること(ブロック会等)
- (7) 実務者会議の開催に関すること(管理者会の運営)
- (8) 職員の研修に関すること

管理者会会則

目的

この会は管理者として自己研鑽と資質の向上を図ると共に、
管理者間の連携強化に努め、連絡協議会の事業発展へ寄与する

目標

情報交換、学習、研修、研究活動を行う *** 管理者が孤立しない、孤独にならない**
訪問看護ステーションの広報活動を行う
訪問看護ステーションのリスクマネジメントを行う（感染・医療事故・災害 等）
地域包括ケアシステムの構築に貢献する

管理者役員

会に次の管理者役員をおく

代表 1名 副代表 2名（1名は熊本市より選出）

理事2名（看護協会推薦）

代表と熊本市副代表の任期は3年とし、再任されることができる。

会議

- ・全体会議 年2回 3月と8月(場合によってはずれることもある)
開催月の土曜日とし日程は代表・市副代表の協議の上決め通知する
時間 10:30～12:30 (変動あり)
場所 適宜案内
- ・ブロック会議 ブロック毎に開催日を設定
- ・管理者役員会 不定期(各役員の申し出により開催)
- ・ブロック長、災害委員、教育・広報委員、精神看護委員の会議を開催する

旅費

実務者・委員会会議 日当:3000円 交通費実費相当

研修会

年1回訪問看護従事者研修会を7ブロックの持ち回りで開催する

附則

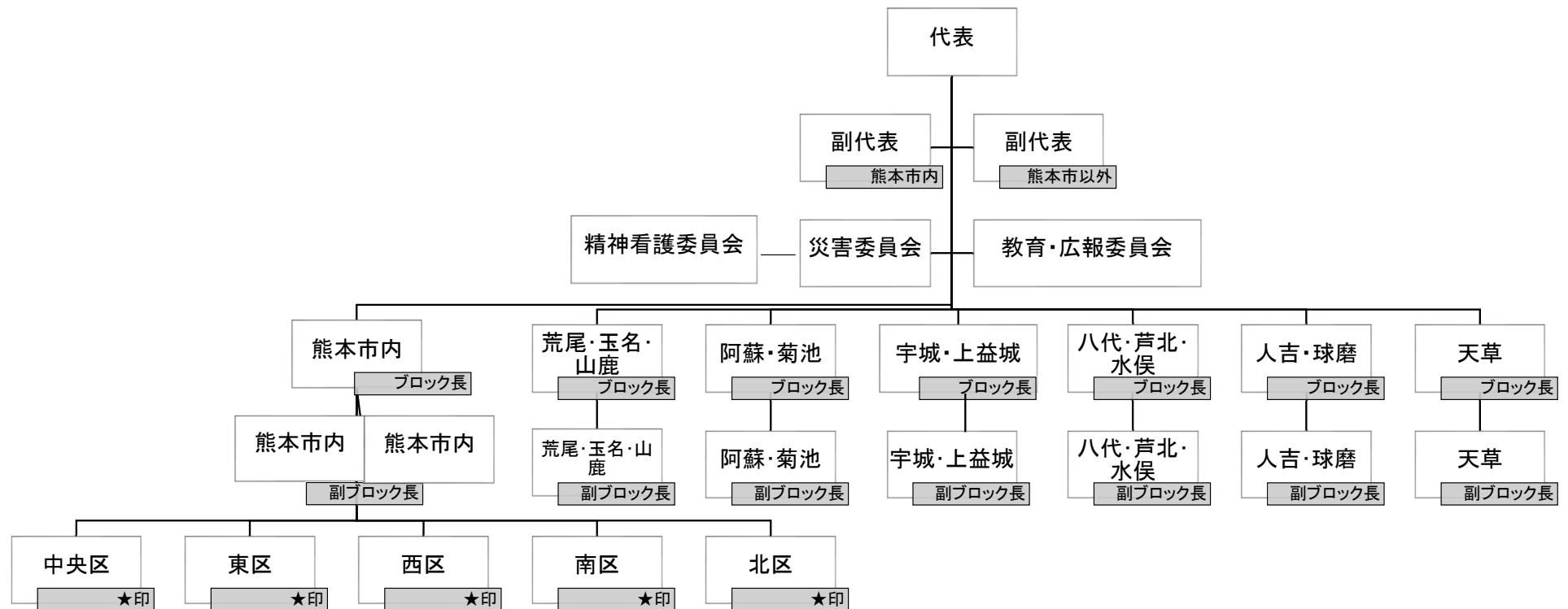
この会則は平成8年8月17日から施行され、令和5年4月1日より一部変更する

＜訪問看護ブロック担当表＞ R5.4更新

①熊本市②荒尾玉名山鹿③阿蘇菊池④宇城上益城⑤八代芦北水俣
⑥人吉球磨⑦天草

年度	第二副代表	従事者研修会	全体会議
R4	⑤	①	
R5	⑥	⑤	① 中央
R6	⑦	②	① 北
R7	②	⑦	① 東
R8	③	⑥	① 南
R9	④	③	① 西
R10	⑤	④	

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会管理者会組織図



熊本県訪問看護ステーション連絡協議会

ブロック長(副ブロック長)の役割

- 1) ブロック内の新規・休止等を把握し、会員へ招待するとともに連絡網(ペアステーション構成)を構築する
- 2) ブロック会議等を開催し、ブロック内での活動や親睦を図る
- 3) 役員等からの連絡や案内をブロック内に周知する
- 4) ブロックの活動を管理者会議で報告する
- 5) ホームページに年間ブロック活動状況をアップする

コラム・写真等 3月を予定

- 6) ブロック費について

毎年3月に次年度ブロック長へ手渡す、各ブロック1万円(熊本市3万円)

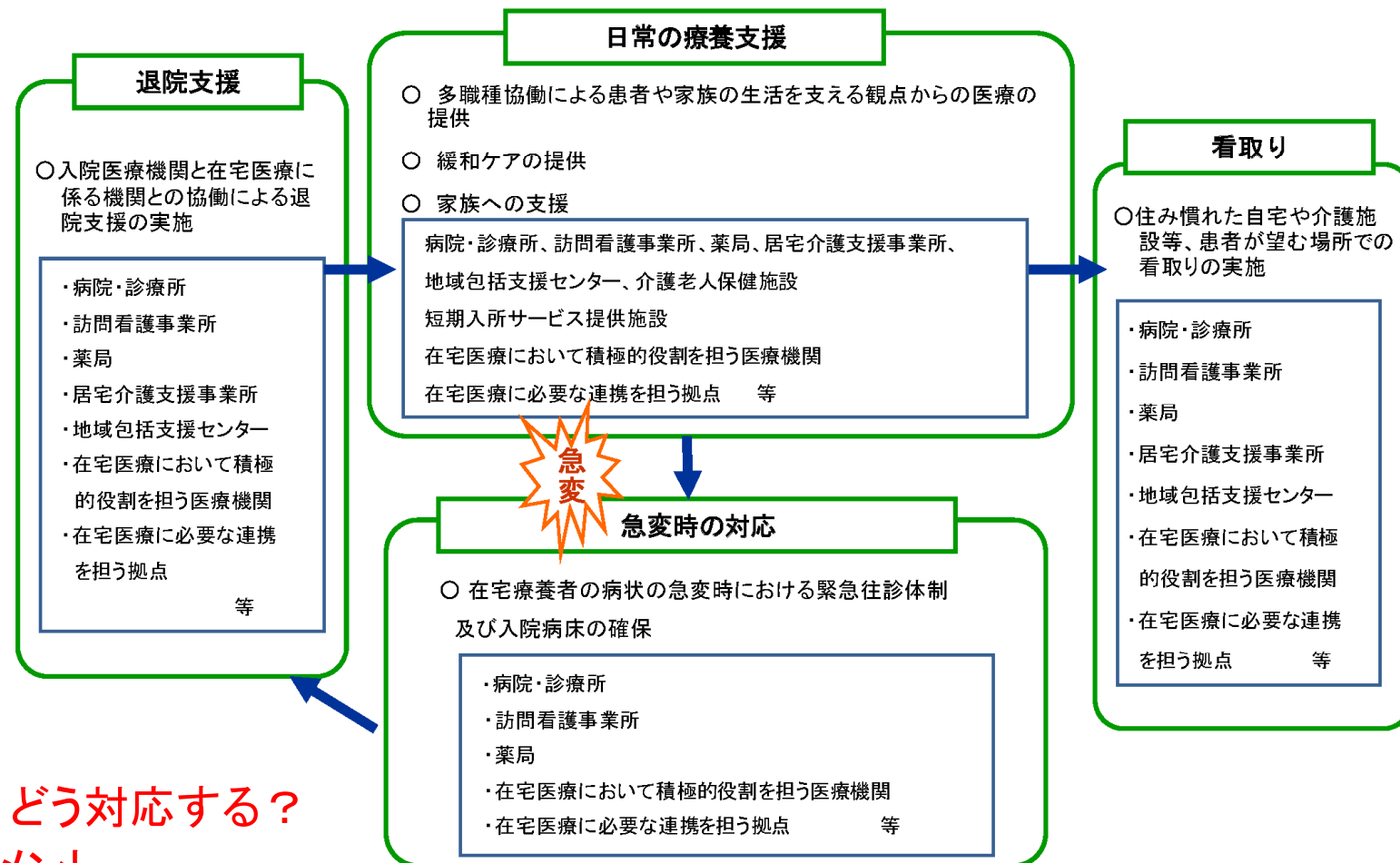
利用目的は、ブロック内の研修会や勉強会、親睦等の活動費とする

- 7) 訪問看護従事者研修会の企画、開催のサポート(当番年)

災害委員会、教育・広報委員会、精神看護委員会

- 1) 委員会活動 年間5回程度
- 2) 会員増加と訪問看護の質の向上を目指す＜教育・広報＞
- 3) 災害マニュアルを周知し、災害等における連携強化を図り、事業所の安定運営を目指す＜災害＞
- 4) 精神に特化した課題または、全対象に共通する問題を取り上げ対応対策に取り組む＜精神看護＞
- 5) 会員事業所の希望や要望、または制度改正等に応じた企画や研修等を開催する

在宅医療の体制



沢山のリスクがある？どう対応する？
～リスクマネジメント

利用者状態区分から見た訪問看護のカテゴリー

- ① 医療行為が多く伴う方とターミナルの利用者
- ② 長期的な関わりが不可欠な小児・精神・難病の利用者
(専門特化型訪問看護ステーションもあり)
- ③ それ以外の一般(介護保険対象者)
絶対数は多い

事業所で何が発生するか？

- ①②利用者には看護技術のスキルアップが必要
休みが取れず、県外への研修は困難！
- ①②は入退院の頻度が多く、月の訪問件数が変動する
収支の変動！！
- ①②は新規調整等に手間がかかる
現場に動いている管理者は多忙となる
- ③は比較的安定した状態だが、訪問時間が短い事が多い
1件単価が低い

熊本の管理者会で行った事！

リスクマネジメント

小規模事業所での対応は更に煩雑多忙となる！

①②利用者には看護技術のスキルアップが必要
研修会の実施～看護協会等と連携

①②は入退院の頻度が多く、月の訪問件数が変動する

①②は新規調整委等に手間がかかる

訪問看護事業者同士で調整を分担、人員不足調整にも便利！

★複数の事業所間で訪問をシェアすることを推奨

～Aペアステーションの仕組み開始

③は比較的安定した状態だが、訪問時間が短い事が多い
空いた枠に利用者確保ができる

熊本地震 2016年

前震

4/14: 木曜夜

本震

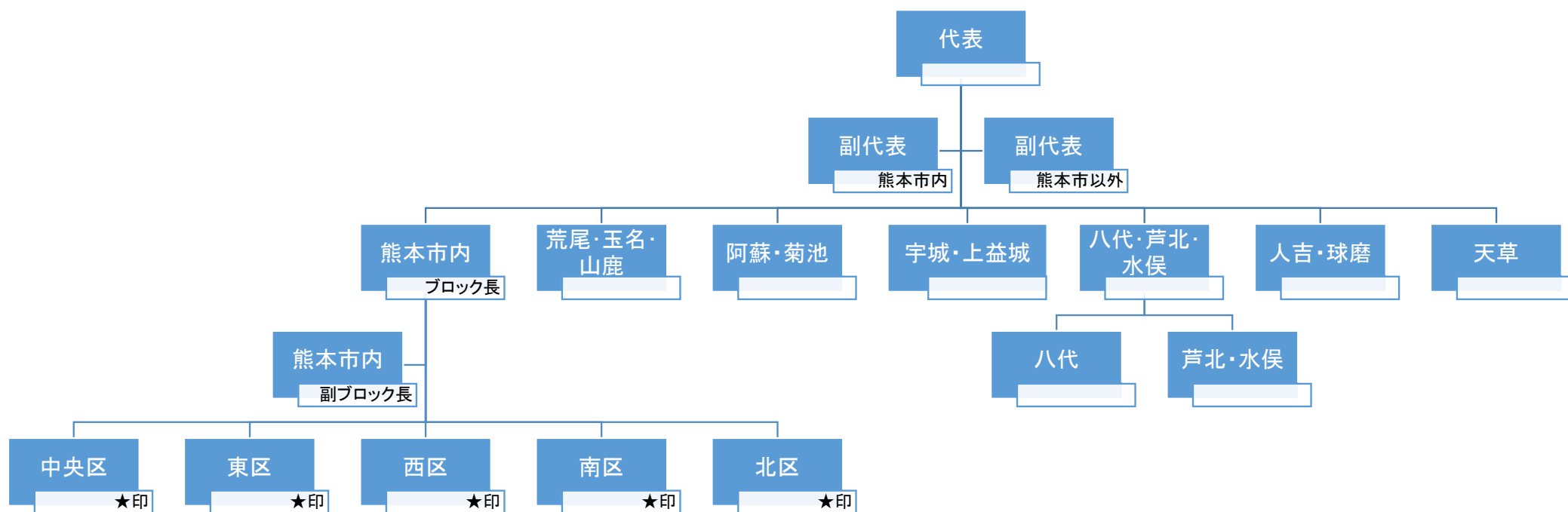
4/16: 土曜深夜



災害発生後に感じた問題点と対策

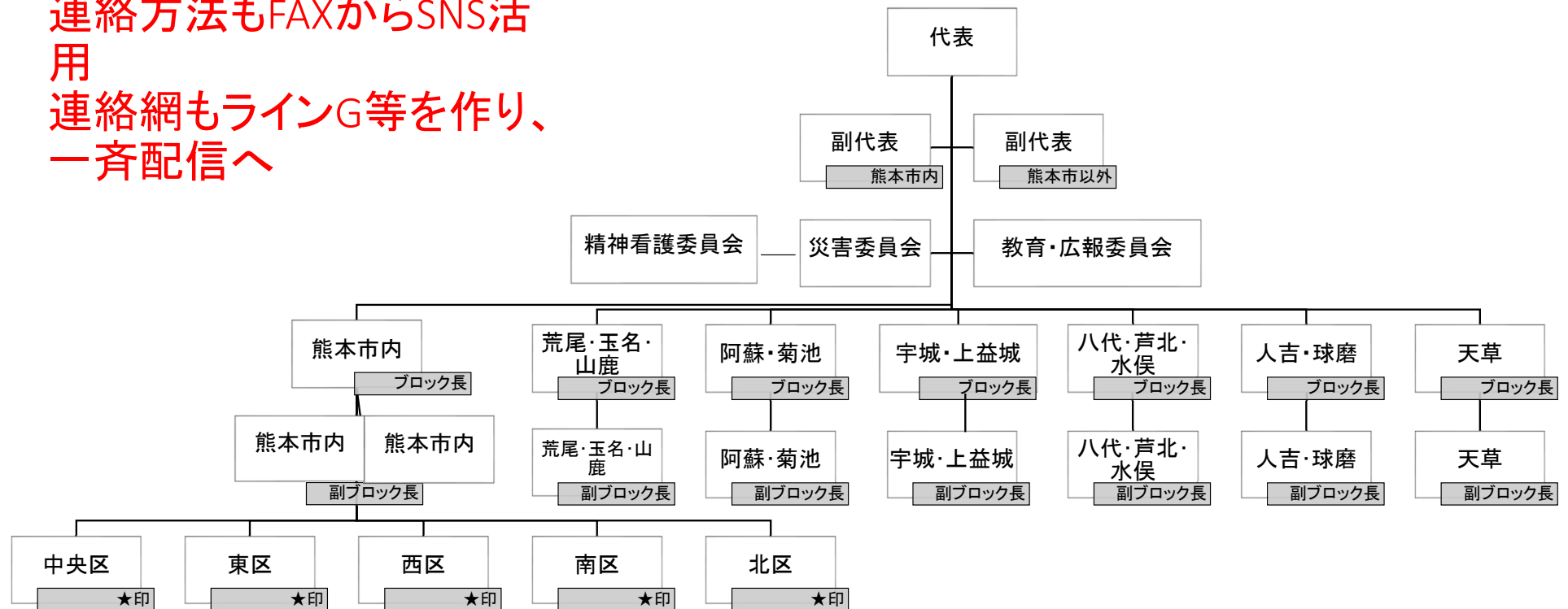
- 1 連絡網では時間がかかる(トップダウン)
ボトムアップの連絡網の体制
- 2 災害状況把握がしにくい(統一様式が無い)
県統一のマニュアル作成
- 3 タイムリーな支援がしにくい(電話・FAXでの確認)
近隣事業所間での初動支援の仕組み

旧管理者会の組織図 連絡網



新熊本県訪問看護ステーション連絡協議会管理者会組織図

連絡方法もFAXからSNS活用
連絡網もラインG等を作り、
一斉配信へ



2016～2019年 災害委員



重要

2019 年度版

災害時対応連絡網

災害はいつ起こるか分かりません。

この災害時対応連絡網マニュアルは災害が起きた時に、速やかに情報収集し、早期に必要な支援が出来るようにするためのものです。

常に活用できるよう目につく所に設置しましょう。

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会

災害委員会作成

*宮城県訪問看護ステーション連絡協議会作成の災害時連絡を参考に作成

ステーションがSOSを発信する力:それをキャッチする体制整備

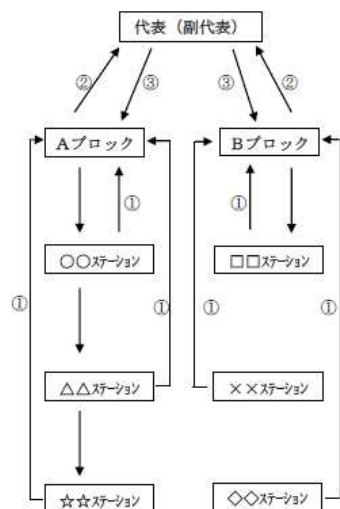
災害時対応連絡網の使い方について

<目的>

熊本県内に災害が起きた場合に、速やかに被害状況を把握し、必要な支援（支援物資・人的支援）が十分に行き届くようにするため、災害時連絡網を整備します。

災害時連絡網の対象訪問看護ステーションは、熊本県訪問看護ステーション連絡協議会に加入している訪問看護ステーションです。

災害時は看護協会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会、行政等と連携を図っていきます。



- ① ステーションは所定の様式1に災害状況を記入し、「ブロック長(副)」に FAX する。
 - ② 「ブロック長(副)」は各ステーションから集まった被災状況を確認しSOS事業所がある場合は「代表(副)」へ FAX にて報告する。
 - ③ 「代表」「副代表」は「各ブロック長(副)」からの報告を受け、SOS事業所へ支援の手配をする。
また、各機関へ状況を報告する。
- *「各ブロック長(副)」は連絡のないステーションへ連絡を行う。
また、SOS状況も継続して把握する。

様式1：ただちに送る用紙

年 月 日

事業所災害状況報告書（1回目・2回目・3回目）

FAX 送信先 ブロック長御中

FAX 送信先 副ブロック長御中

（発信元） ブロック 区

（発信元） ステーション名 記載者名

ペアステーション名	管理者名； □連絡した □連絡していない □連絡したが連絡がつかない	Tel	Fax
-----------	---------------------------------------	-----	-----

SOS （ あり ・ なし ）

<状況を記載してください>

事業所の 営業状態	①ステーション職員数(定数 名・稼働できている人数 名)
	②職員の(負傷者 名・行方不明者 名・死亡者 名)
	③利用者(負傷者 名・行方不明者 名・死亡者 名)
	④避難者数 (名)
	⑤訪問エリア外避難者 (名)
施設の状況	⑥ 建物 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑦ 電気 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑧ 水道 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑨ ガス (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
備品の状況	⑩ 車 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑪ ガソリン (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑫ ネット環境 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑬ 携帯電話 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
地域の状況	⑭ 道路・交通 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑮ 生活面・買い物等 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑯ 医療体制面 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
問題点 自由記載	*困っている事、支援(人・物資)が必要な事などのご記入お願い致します。

←
Bペアステーション
の仕組み開始

ブロック内(地域の輪)で ペアステーションをつくる

ペアステーションの意味

AとBは異なる事業者の場合も多い

A:人工呼吸器使用、難病、小児等ケアで、
サービスをシェアしあう

新型コロナ感染休止対応でも活かした！

B:災害時に相互に安否確認をし、初動支援を行う

2023年2月現在

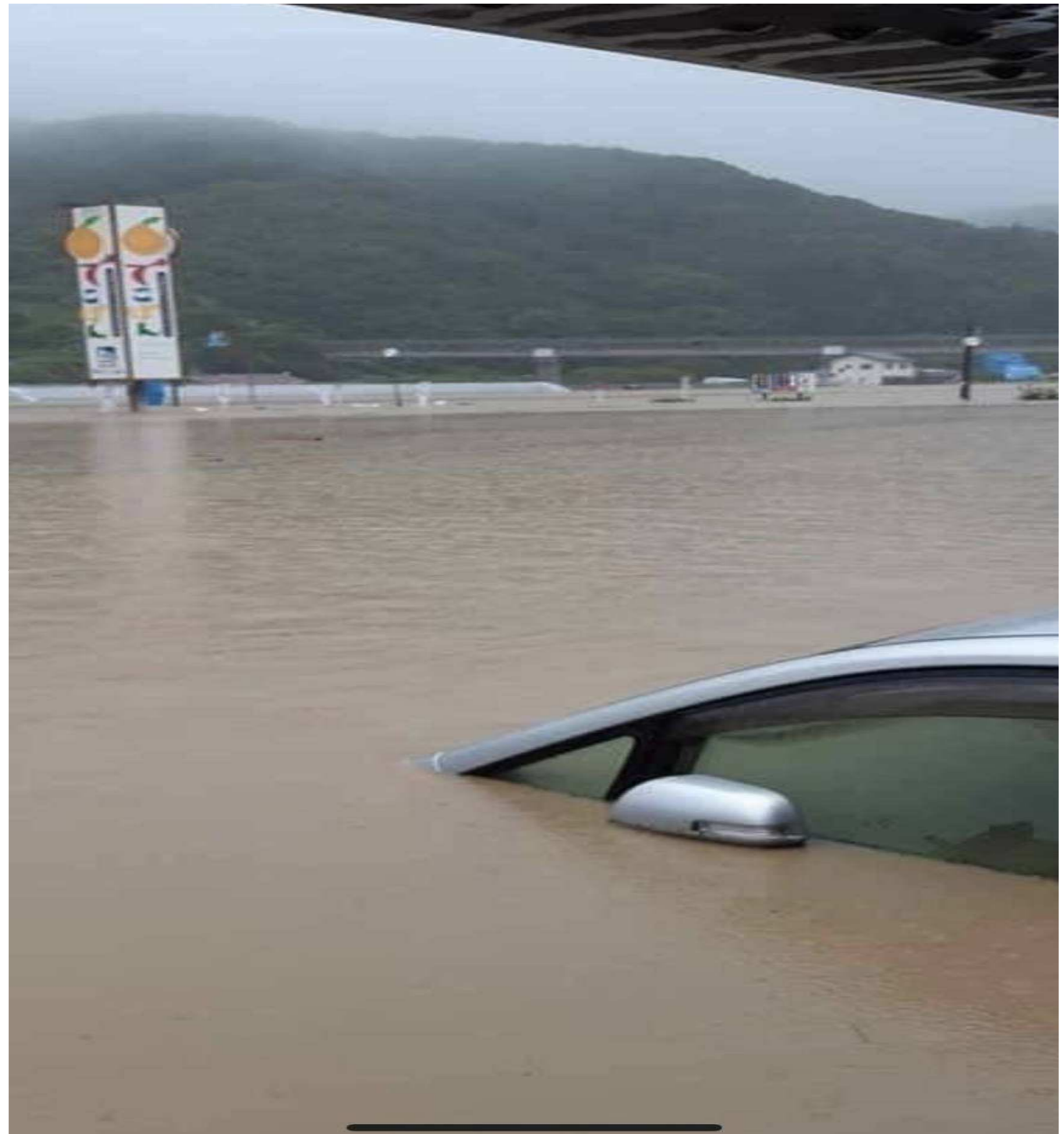
- 会員数 216/279
- 会員率 77.4 %

組織や活動内容は、
「熊本県訪問看護ステーション
連絡協議会ホームページ」
にアップ♡



7月豪雨熊本 2020年

7/3～
県南豪雨
7/7
県北豪雨



現場から～

- ・避難先が合わずに自宅に戻る人、避難所へ行かずに自宅の2階で過ごす人もいた
- ・避難所では皮膚トラブルや尿路感染症が増えた

管理者会から～

- ・大規模災害とみなされれば、避難所等への訪問看護は保険適応となる
- ・国や行政、全国事業協会からの情報発信



①災害直後～支援物資の問題

＜地震＞被災事業所やブロックへの支援が十分に出来なかった

- ・連絡網での把握に時間がかかった
- ・支援する体制が構築出来ていなかった
- ・自宅避難者への物資の配達を行った(熊本市)

＜水害＞被災事業所やブロックへの支援が出来た

- ・連絡網でSOSをキャッチし、必要なものをタイムリーに把握できた
- ・災害委員と役員を中心に手分けして全国へ発信をし、物資調達運搬等の行動ができた

連絡協議会管理者会の動き

②災害直後～学生片付けボランティア

<地震>

2つの大学から、述べ100人位の学生が訪問看護師と同行し、利用者宅の片付けを行った

<水害>

新型コロナの影響で、実習が中止となった状況で要請も出来なかった

連絡協議会管理者会としての・・・ スローガン 訪問看護師同士が、頼れる、 繋がる、 支え合う

- * 会えなくても繋がりが相談できると安心する、
話を聞いてもらうだけで気持ちが落ち着く
はなすの3法則～「話す」「離す」「放す」
- * 電話等で安否を確認し合う
- * 支援（物・人）の依頼や応援を言い合える関係

災害委員を中心に 県下一斉災害シミュレーション を毎年実施



様式1；ただちに送る用紙

年 月 日

事業所災害状況報告書（1回目・2回目・3回目）

FAX 送信先 ブロック長御中

FAX 送信先 副ブロック長御中

（発信元） ブロック 区

（発信元） ステーション名 記載者名

ベアステーション名	管理者名； ☐ 連絡した ☐ 連絡していない ☐ 連絡したが連絡がつかない	Fax
-----------	---	-----

SOS （ あり ・ なし ）

<状況を記載してください>

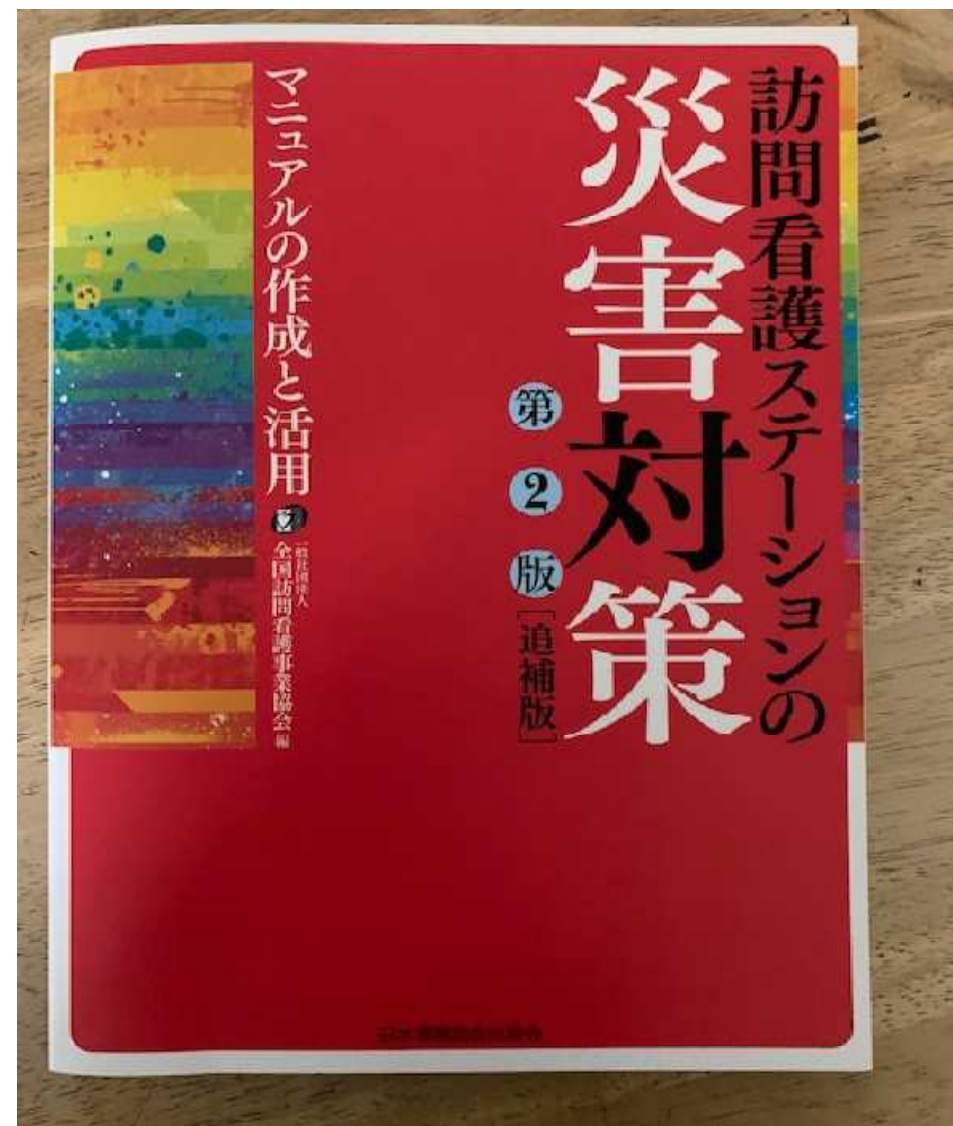
事業所の 営業状態	①ステーション職員数(定数 名・稼働できている人数 名)
	②職員の(負傷者 名・行方不明者 名・死亡者 名)
	③利用者(負傷者 名・行方不明者 名・死亡者 名)
	④避難者数 (名)
	⑤訪問エリア外避難者 (名)
施設の状況	⑥建物 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑦電気 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑧水道 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑨ガス (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
備品の状況	⑩車 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑪ガソリン (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑫ネット環境 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑬携帯電話 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
地域の状況	⑭道路・交通 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑮生活面・買い物等 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
	⑯医療体制面 (a 支障なし ・ b 一部支障 ・ c 使用不可)
問題点 自由記載	*困っている事、支援(人・物資)が必要な事などのご記入お願い致します。

* 災害は様々！！
・種類 ・地域 ・季節
ハザードマップの確認

* 準備していても全てを失う
可能性がある：分散活用

* 災害後の職員へのフォロー
・生活スタイルが変化する
ことへの対応
(子の世話や親の介護等)

「訪問看護ステーションの災害対
策第2版 追補版」にて整理



災害への備え(BCP)

1 施設・備品の備え

- ①災害の種類も様々～地域状況や立地も含めて準備、分散
- ②点検の頻度車(駐車場、ガソリン)・充電関係・物品保管(特にIT関係)

2 職員教育と訓練

- ①災害時の連絡方法や役割分担 県全体シミュレーション実施
- ②日々の業務の一環という意識

3 利用者への指導と訓練

自助・互助～契約書や同意書の確認 別の事業所が応援する事を明記
安心カードやケアマニュアル(手順表)の準備
★コロナ休止に伴う代行訪問時に役立つ

- (緊急時の対応等)
- 第十二条 乙は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
-
- 第十三条 乙は、契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。しかし乙は感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。(※ 熊本県訪問看護ステーション連絡協議会管理者会においてはこのような事態に備え、協働ステーション体制を整えています)
-

<個人情報使用同意書>

1使用する目的

- ①利用者のための訪問看護サービス計画又は居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、地域ケア会議、介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整等において必要な場合
- ②主治医又は歯科医師等への報告や連絡の際に必要な場合
- ③利用者の事情により入院又は入所に至った場合、在宅での医療的状況の意見を求められた場合
- ④感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合

災害への備え(BCP)

- 4 ボランティア活用と近隣ステーションとの協力体制
 - ①災害直後の片づけ(利用者宅や事務所)
 - ②周辺情報と利用者情報の整理等
- 5 サービス事業者や業者との情報ネットワーク
居宅やヘルパー等事業所との連絡のあり方
(指示書発行やケアプラン変更の依頼文案)
- 6 団体としての支援体制
 - ①災害時の被害状況把握
 - ②仕組み、制度に関する正しい情報発信
 - ③全国訪問看護事業協会や医師会、看護協会、行政との調整や交渉

利用者に向けた教育と支援

* 自助、互助の意識と具体的な支援

- ①持ち出し物品、非常物品の準備
- ②避難所や支援者（近隣等）の確保
- ③移動手段の検討
- ③情報共通ツール（**安心カード等**）の活用
- ④連絡先の整理
- ⑤**災害時は契約書等に訪問できない旨の
明記をし、説明しておく**

BCPの取り組み

- 訪問看護事業所団体としての組織支援体制の構築
HPのBCP熊本版ひな型を参照
- 地域のステーション同士が協働できる関係づくり
ブロック内会議や交流会での顔の見える関係
- 契約の段階から利用者への説明
HP参照
- 平時から利用者情報をまとめ優先度を決め、連携できる準備を整える
 - ★地域BCPへ：今後、多職種を巻き込んだ連絡体制や
応援体制の検討

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会は、
訪問看護事業所団体として会員事業所を支える
仕組みづくりの構築に努めています。

地域のステーション同士が協働できる関係づくりを第一に、また管理者会は管理者が孤立・孤独にならず
事業所の垣根を越えて相談、意見交換できる組織と
なることを目指しています。